

平成27年11月30日

午前10時開会

議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 認定第 1号 平成26年度上天草市歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 2号 平成26年度上天草市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 認定第 3号 平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について
- 日程第 8 承認第15号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 日程第 9 議案第60号 公益的法人等への上天草市職員の派遣等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第61号 上天草市防災対策推進条例の制定について
- 日程第11 議案第62号 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第63号 上天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第64号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第65号 上天草市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第66号 上天草市立上天草総合病院使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第67号 平成27年度上天草市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第17 議案第68号 平成27年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第69号 平成27年度上天草市診療所特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第70号 平成27年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第71号 平成27年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第72号 平成27年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第73号 あらたに生じた土地の確認について（阿村港区）

- 日程第 2 3 議案第 7 4 号 字の区域の変更について（阿村港区）
日程第 2 4 議案第 7 5 号 あらたに生じた土地の確認について（二間戸港区）
日程第 2 5 議案第 7 6 号 字の区域の変更について（二間戸港区）
日程第 2 6 議案第 7 7 号 指定管理者の指定について（上天草物産館さんぱーる）
日程第 2 7 議案第 7 8 号 指定管理者の指定について（上地区荷さばき所及び中地区荷さばき所）
日程第 2 8 議案第 7 9 号 指定管理者の指定について（上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」）
日程第 2 9 議案第 8 0 号 指定管理者の指定について（上天草市龍ヶ岳山頂自然公園及び上天草市「ミュージ」天文台）
日程第 3 0 議案第 8 1 号 指定管理者の指定について（上天草市姫戸白嶽森林公園、上天草市姫戸小島公園及び上天草市姫戸諏訪公園）
日程第 3 1 議案第 8 2 号 指定管理者の指定について（上天草市大矢野総合スポーツ公園）
日程第 3 2 議案第 8 3 号 指定管理者の指定について（上天草市松島総合運動公園）
-

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（16名）

議長	田中 勝毅				
1 番	何川 誠	2 番	嶋元 秀司	3 番	切通 英博
4 番	塩田 真一	5 番	何川 雅彦	6 番	宮下 昌子
7 番	西本 輝幸	8 番	高橋 健	9 番	小西 涼司
1 0 番	北垣 潮	1 1 番	島田 光久	1 4 番	園田 一博
1 5 番	桑原 千知	1 6 番	渡辺 勝也	1 7 番	津留 和子

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	教 育 長	藤本 敏明
総務企画部長	川端 義孝	市民生活部長	緒方 雅文
建設部長	澤村 弘史	経済振興部長	村川 和敬
教育部長	舛本 伸弘	健康福祉部長	野崎 秀満
上天草総合病院事務部長	松本 精史	総務課長	和田 好正

財 政 課 長 坂田 結二 会 計 管 理 者 木本 昌亮
水 道 局 長 藤島 幸治

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 山下 正 局 長 補 佐 海崎 竜也
主 事 木本 臣英

開会 午前10時00分

○議長（田中 勝毅君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成27年第5回上天草市議会定例会を開会いたします。

報道機関から撮影の申し出がありましたので、これを会議冒頭のみ許可します。

それでは会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田中 勝毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に1番、何川誠君、2番、嶋元秀司君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（田中 勝毅君） 日程第2、会期の決定については、去る11月2日及び11月20日に議会運営委員会が開催され、会期日程などについて協議されておりますので、議会運営委員長からの報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） おはようございます。

平成27年第5回上天草市議会定例会に当たり、11月2日と11月20日に委員会を開催し、調査、審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期日程につきましては、配付しております定例会日程表のとおり、本日11月30日が開会、提案理由説明、12月4日が議案質疑及び委員会付託、7日、8日の2日間一般質問を行います。

常任委員会は9日、10日、11日の3日間開催することとし、17日を最終日として委員長報告、採決、閉会することに決定いたしました。

今期定例会に付議されます議案等は25件、その内訳は市長提出議案24件、専決承認1件です。

この定例会に付議されます議案等の取り扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等を慎重に審議し、全議案を本会議へ上程することと決定いたしました。

最後に、閉会中の継続審査及び調査の申し出を行うことを決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田中 勝毅君） それでは、お諮りします。

ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり18日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（田中 勝毅君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成27年7月分から9月分の例月出納検査結果報告書が監査委員から提出され、議会事務局に保管しております。必要な方は御閲覧をお願いします。

次に、去る10月8日、第259回熊本市議会議長会が玉名市において開催され、津留副議長とともに出席いたしました。今回の市議会議長会では、議長、副議長の紹介の後、会務報告と予算案の審議が行われ、異議なく了承いたしました。

次に、11月13日、全国過疎地域自立促進連盟第127回理事会と第46回定期総会が東京メルパルクホールにおいて開催され、出席いたしましたので報告いたします。

議案審議では、任期満了に伴う役員承認及び選任について、平成28年度過疎対策関係政府予算・施策に関する決議、要望についてなど、3議案について原案のとおり可決され、国に強く要望していくことを決定して、閉会いたしました。なお、私も理事として再任されました。

次に、11月25日、全国市議会議長会第11回、国と地方の協議の場等に関する特別委員会が全国都市会館において開催され、出席いたしましたので御報告いたします。国と地方の協議の場等の動向についての報告があり、対応方針、今後の運営について協議し、いずれも原案のとおり決定しました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（田中 勝毅君） 日程第4、行政報告。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） おはようございます。

平成27年第5回定例市議会の開催に当たり、本年10月以降の行政の主な取り組みについて、その概要を御報告いたします。

初めに、総務企画部門について御報告いたします。

去る11月8日、大雨による土砂災害を想定した上天草市総合防災訓練を実施いたしました。陸上自衛隊第8特科連隊、熊本海上保安部、天草広域連合消防本部、上天草警察署、消防団など、多くの防災関係機関と連携し、警報等情報伝達、住民等避難、捜索、救助、患者搬送、市職員参集、災害対策本部運営などの訓練を実施したところでございます。訓練には、自主防災会を初め、上天草市社会福祉協議会、大矢野中学校にも協力をいただき、避難行動や災害ボランティア設置訓練を行いました。今回の訓練での課題等を検証し、災害に対する市民の意識高揚を図るとともに、関係機関との連携を図りながら、防災対策に取り組んでまいります。

次に、姫戸統括所の新築工事につきましては、去る11月4日に関係者御列席のもと、安全祈願祭が厳かに挙行されました。本工事については、平成28年7月の竣工を目指し、工事を進めてまいります。

なお、当日は、議員の皆様方を初め、地元区長、並びに関係者の方々に御臨席を賜りまして、心より感謝を申し上げます。

次に、人口減少の緩和や新たな人の流れによる地域コミュニティの活性化を目的とした移住促進事業の一環として、平成27年10月24日及び25日に東京で開催された熊本県移住相談会に参加いたしました。

相談会に来場された移住希望者は、若い子育て世代から高齢者までと幅広く、中でも子育て世代の移住希望者からは多くの質問等が寄せられました。当相談会を通じまして、移住希望者が抱く不安や疑問の解消が図られ、本市へのさらなる移住促進に結びつくことが期待されるため、今後も当相談会への参加や、その他の移住促進施策に積極的に取り組んでまいります。

次に、ふるさと応援寄附金につきまして、11月2日から御礼品として上天草市特産の農林水産物、加工品、宿泊券、観光クーポン券等の贈呈を開始するとともに、インターネット「さとふる」を利用し、寄附の手続が24時間可能となるサービスを開始いたしました。

これらの取り組みにより、11月2日以降の寄附金の申し込みが大きく伸びたことから、11月26日現在の数字でございますが、306件、約1,444万円となり、前年度の38件、882万7,080円を大きく上回っているところでございます。

今後も本市の魅力を全国に発信しながら、本市の応援団になっていただけますよう、取り組みを推進してまいります。

続きまして、経済振興部門について御報告いたします。

平成27年9月に日産自動車株式会社から、各都道府県に電気自動車2台を無償貸与する電気自動車活用事例創発事業が発表されました。本事業は、よりよいまちづくりや行政課題の解決等

の一助となる活用方法を考案する自治体等に、電気自動車を3年間、無償貸与するものでございます。

本市におきましては、道の駅上天草さんばーの管理者である上天草さんばー株式会社を使用者として申請いたしましたところ、11月10日に日産自動車株式会社から当選の内示をいただきました。

今後は、上天草さんばー株式会社において、県内での出張販売イベント等に電気自動車を活用することとしており、上天草の製品のさらなる認知度向上を図りつつ、この情報をホームページ等に広く周知することで、環境にも優しい都市としてのPRを行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、上天草物産館さんばーの開業15周年と、ことし4月の道の駅登録にちなみ、道の駅登録・さんばー15周年記念創業祭を11月15日、上天草物産館さんばーで開催いたしました。

当日は、さんばー発展のためにこれまで御尽力いただきました出荷協議会の歴代会長5人の方々の功労表彰を行った後、上小学校児童及び上天草慈秀による、ヨサコイ踊りの披露、地元生産者等による対面販売、お楽しみ抽選会など、さまざまな催しを行い、盛況のうちに終了いたしました。

なお、さんばーの道の駅登録後、6月の豪雨の影響により一時来客数が減少しましたが、10月末時点では、昨年度比9,000人も増加しており、道の駅登録の効果が徐々にあらわれてきているところでございます。

次に、10月29日から10月31日までの3日間、韓国済州島で開催された済州オルレフェスティバル2015におきまして、ブースを出店し、本市の観光PRと韓国からの誘客拡大に向けたプロモーションを実施しました。

これは、インバウンド対策として実施したもので、地元テレビ局から取材を受けるなど、本市の取り組みやオルレコースの魅力を発信することができました。

今後は、熊本県と観光客の増加が見込まれる台湾や香港に対してのプロモーションにも取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、健康福祉部門について御報告いたします。

消費税の引き上げに伴い、低所得者への影響等を緩和するため、昨年度に引き続き実施することとなりました臨時福祉給付金につきましては、現在、申請受け付けを実施しておりますが、10月末までに4,292人に給付を行いました。

また、子育て世帯への影響を緩和するため、同様に実施することとなった子育て世帯臨時特例給付金についても、3,107人に給付しました。

なお、子育て世帯に対しましては、児童一人につき5,000円の子育て応援券を約3,100人に交付し、子育て支援並びに地元消費の喚起をしたところでございます。

次に、介護保険事業に関してですが、第6期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス

事業所の開設を希望する事業者の公募を行った結果、龍ヶ岳圏域で認知症対応型共同生活介護施設、通称グループホームに応募された事業者が承認され、年度内の完成を見込んでいるところでございます。

次に、平成27年度新設された在宅医療・介護連携事業につきましては、上天草市在宅医療・介護連携推進協議会の主催で、11月25日に1回目の講演会を開催したところでございます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業に関しましては、四つの圏域に7名のコーディネーターを配置し、活動を開始しました。関係者による定期的な会議を重ねており、平成29年4月からの施行に向けて準備を進めているところでございます。

続きまして、教育部門について御報告いたします。

10月28日に、全国へき地教育研究大会熊本大会の分科会並びに九州地区へき地・小規模教育研究大会熊本大会、そして、熊本県小中へき地・小規模教育研究大会を維和小学校、維和中学校を会場に開催しました。

また、維和小学校児童が、遠くは青森県など日本全国からの参加者約150名を歓迎し、千束雨乞いドラ太鼓を披露いたしました。

次に、10月24日に第1回上天草市学童スポーツフェスティバルを開催しました。

これは、これまで別々に行っていた学童のバスケットボール大会、サッカー大会、女子バレーボール大会を同日に行ったもので、松島総合運動公園陸上競技場等を会場に、市内10校の児童307人が熱戦を繰り広げました。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（田中 勝毅君） これで行政報告は終わりました。

日程第5 認定第1号 平成26年度上天草市歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第2号 平成26年度上天草市水道事業会計決算の認定について

日程第7 認定第3号 平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について

○議長（田中 勝毅君） 日程第5、認定第1号から日程第7、認定第3号までの以上3件を一括議題といたします。

9月の第4回定例会において、決算特別委員会に付託し、継続審議となっておりました認定第1号から認定第3号までの決算認定3件について、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

決算特別委員長、切通英博君。

○決算特別委員長（切通 英博君） 皆さん、おはようございます。

決算特別委員長報告を行います。

決算特別委員会に付託されました、平成26年度上天草市歳入歳出決算、平成26年度上天草

市水道事業決算及び平成26年度上天草市立上天草総合病院決算についての審査に当たるため、10月20日から22日までの3日間、当委員会を開催しましたので、その経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、認定第1号、平成26年度上天草市歳入歳出決算の総括概要について財政課長から、本市の財政は、市税全体で23億7,000円に対し、普通交付税と特別交付税を合わせた地方交付税は85億476万7,000円であり、自主財源が少ない状況である。今後も、歳入の適切な確保と拡充に努め、歳出では一層の経常経費削減を進め、財政の安定確保を図り、各年度の事業については、国、県の動向を注視するとともに、経済情勢、財政状況等に応じた予算編成と予算執行を心がけてまいりたいと総括がありました。

委員から、平成26年度決算において自主財源が増加している主な理由は何が考えられるかと質疑があり、財政課長から、自主財源が増加した理由としては、市債の繰り上げ償還財源に充当するための減債基金から繰り入れたこと、平成25年度からの余剰金、繰越金及び税の徴収率の増加等が考えられると答弁がありました。

この答弁に対して、委員から、今後の自主財源の推移はどのようになるのか、今後の自主財源の比率はどの程度を目標にしているのかとの質疑があり、財政課長から、これまでの自主財源比率の推移を勘案すると、今後の自主財源比率については、20%前後で推移するものと考えられるとの答弁がありました。

それでは、認定第1号、平成26年度上天草市一般会計歳入歳出決算の認定について、委員会での主な質疑内容や意見等の要点を部局ごとに報告させていただきます。

議会事務局所管、監査委員会事務局所管、選挙管理委員会所管、会計課所管、農業委員会所管については、事務局長及び課長から主要施策成果説明書及び決算書により説明がなされ、慎重に審査を行い、起立採決の結果、認定することに決定しました。

次に、総務企画部所管について、委員から、乗合タクシーについて、利用方法に変更があったが、利用状況及び今後、路線を拡大する可能性について伺いたいと質疑があり、企画政策課長から、平成25年度の利用者は8,718人、平成26年度の利用者は7,446人となっている。今後、路線を拡大する必要がある場合は、上天草市生活ネットワーク計画に基づき決定する必要があるとともに、事業者との協議、財政負担等を勘案しながら検討することになると答弁がありました。

また、委員から、住民自治活動交付金について、自治活動を活発にするためには、各行政区においてさまざまな活動を行う必要があると思うが、その活動に対して、別枠で措置する交付金は現在の制度でもあるのかと質疑があり、総務課長から、現在のところ、世帯をベースとして基本的交付金の計算を行っているため、別枠で加算する制度は検討していない。今後の上天草市の予算執行及び財政計画の中で検討すべきものと考えていると答弁がありました。

このほかにも委員から出された質疑や意見、要望について審査を行い、起立採決の結果、認定することに決定しました。

次に、健康福祉部所管の一般会計歳入歳出決算の認定について、委員から、生活保護費の扶助費について、前年度から増加しているが、今後の推移についてどのように分析しているかと質疑があり、福祉課長から、生活保護扶助費の増加の要因としては、がん治療による入院等、高額医療を伴うケースの増加による医療扶助費の増加が挙げられる。今後の推移については、前年度と比較して、申請件数、保護率等も減少していることから、本年度は前年度と比較して5,800万円程度の減額を見込んでいますと答弁がありました。

また、委員から、緊急通報端末機について、設置待機者がいると思うが、どのような対策をとっているのかと質疑があり、高齢者ふれあい課長から、ここ数年、年間70台ほどの緊急通報端末機を購入するとともに、端末機の修理も行い、可能な限り迅速に設置することで待機者の解消に努めていると答弁がありました。

このほかにも委員から出された質疑や意見、要望について審査を行い、起立採決の結果、認定することに決定しました。

次に、市民生活部所管の一般会計歳入歳出決算の認定について、委員から、住宅用太陽光発電システムの設置費補助金について、当初予算に対して不用額が発生しているが、何が要因と考えられるか、また、今後の予算額についてはどのように推移すると考えられるかと質疑があり、環境衛生課長から、不用額が発生した要因としては、再生可能エネルギー発電設備設置申し込みに対する九州電力からの回答保留が考えられる。また、今後の予算額については、接続申し込みに関して見通しが不透明な部分も多いため、情報収集等を行い、総合的に検討する必要があると答弁がありました。

委員から、税収について、徴収率が上昇しているが、今後の徴収率の目標はどのように設定しているかと質疑があり、税務課長から、徴収率の目標値については、熊本県が策定している個人県民税徴収計画に合わせて設定しており、平成28年度の目標値は、現年度分及び滞納繰り越し分の徴収率を90.4%と設定していると答弁がありました。

また、委員から、不納欠損に対する今後の対策、今後の推移について伺いたいと質疑があり、税務課長から、地方税法第18条等の規定に基づき、法定納付期限内等の翌月から5年経過しても徴収権が消滅しないよう、差し押さえ等による時効の中断に努めている。また、不納欠損額については、平成28年度においては1,682万7,000円を見込んでおり、時効の中断等に努めることで、さらに減額が見込まれると答弁がありました。

このほかにも委員から出された質疑や意見、要望について審査を行い、起立採決の結果、認定することに決定しました。

次に、経済振興部所管の一般会計歳入歳出決算の認定について、委員から、新・地域再生マネージャー事業業務委託料について、成果及び今後の計画はどのようになっているかと質疑があり、産業雇用創出課長から、本事業で取り組んだ地中海イメージ創出による観光再生、オリーブ、ナマコ産業振興については、民間事業者における地中海イメージ創出による観光振興に向けた機運醸成が図られるとともに、オリーブ公園等の観光施設の整備につながったと答弁がありました。

この答弁に対し委員から、本事業は今後も引き続き継続されるのかとの質疑に対し、産業雇用創出課長から、市内観光事業者を中心に上天草アグリジェント姉妹都市促進協議会が設立されている。この協議会における交流の状況及び機運醸成を見守りながら、友好協定の締結を視野に入れた協議を進めてまいりたいと答弁がありました。

また、有害鳥獣捕獲器について、大型捕獲器でのイノシシの捕獲状況はどのようになっているのかと質疑があり、農林水産課長から、大型捕獲器は2基設置しており、これまで4頭の捕獲にとどまっている。今後については、猟友会の意見や協力等を得ながら、設置箇所、管理、設備整備方法等も含めて検討を行い、有効活用してまいりたいと答弁がありました。

このほかにも委員から出された多くの質疑や意見、要望について審査を行い、起立採決の結果、認定することに決定いたしました。

次に、建設部所管の一般会計歳入歳出決算の認定について、委員から、景観計画策定業務委託料について、現在の状況はどのようになっているか、また、景観条例の策定を行う予定はあるのかと質疑があり、都市整備課長から、計画区域は市内全域を予定しており、重要な地域として位置づけている景観形成地域を大矢野町及び松島町の一部としている。景観条例制定については、現在、検討していると答弁がありました。

また、委員から、市営住宅の使用料について、滞納が約920万円あるが、滞納の状況について伺いたいと質疑があり、都市整備課長から、滞納状況については、現年度分約190万円、過年度分約900万円となっており、一番大きな滞納者は約200万円となっていると答弁がありました。

この答弁に対して委員から、可能な限り早く回収をしていただき、今後、このようなことがないようにしていただきたいと意見がありました。

このほかにも委員から出された質疑や意見、要望について審査を行い、起立採決の結果、認定することに決定しました。

次に、教育部所管の一般会計歳入歳出決算の認定について、委員から、いじめ問題アドバイザーについて、市内の小中学校における不登校生徒数及び不登校については改善されているのか伺いたいと質疑があり、学務課長から、不登校生徒数は、平成26年度末現在で19名となっており、平成25年度と比較して2名減少していると答弁がありました。

この答弁に対して委員から、不登校対策については、個別に対応する必要があると思うが、個別の対応策は教育委員会で指導は行っているのかと質疑があり、学務課長から、いじめ問題アドバイザーを窓口として、学校等と連携して不登校生徒の改善に努めていると答弁がありました。

このほかにも委員から出された質疑や意見、要望について審査を行い、起立採決の結果、認定することに決定しました。

次に、国民健康保険特別会計（事業勘定）決算について、委員から、特定健診受診率は低い水準であるが、特定健診受診率の向上のために、特定健診項目における通院等の検査で不足する項目について検査することで、特定健診と見なすことはできないのかと質疑があり、保健課長から、通院時に検査をした項目以外において、特定健診に不足する検査項目を追加することで、特定健

診にカウントできる可能性がある。これについては、天草郡市の医師会にも相談し、次年度から開始できるように準備を進めていると答弁がありました。

この答弁に対して委員から、特定健診受診率が向上するよう、住民に対しても十分周知を行い、取り組んでいただきたいとの意見がありました。

以上のような慎重審査を行い、起立採決の結果、異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に、診療所特別会計決算についてですが、総括概要、主要施策成果説明書及び決算書により説明がなされ、慎重に審査を行い、起立採決の結果、異議なく認定すべきものと決定しました。

介護保険特別会計決算について、委員から、平成26年度においては、居宅介護サービスに移行しているように思われるが、課として何か取り組まれたことはあったのかとの質疑があり、高齢者ふれあい課長から、地域密着型介護サービスができたことで、これまで施設介護サービスの内容の一部が地域密着型介護サービスに移ったことが要因と考えられると答弁がありました。

これに対して委員から、平成26年度の現状の分析を行っていただき、平成28年度に生かしていただきたいと意見がありました。

以上のような慎重審査を行い、起立採決の結果、異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に、斎場特別会計決算についてですが、総括概要、主要施策成果説明書及び決算書により説明がなされ、慎重に審査を行い、起立採決の結果、異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に、天草四郎メモリアルホール特別会計決算について、部長及び課長から、総括概要、取り組み状況、主要事業内容の説明がなされ、慎重に審査を行い、起立採決の結果、認定することに決定いたしました。

次に、公共下水道事業特別会計決算について、委員から、管路の長寿命化計画を進めているところと思うが、現在の計画の状況はどのようになっているのかと質疑があり、都市整備課長から、今後の建設計画等を検討しているところで、現在は企業会計への移行を進めており、今後も住民サービスを落とさず、下水道運営を行ってまいりたいと答弁がありました。

このほかにも委員から出された質疑や意見、要望について審査を行い、起立採決の結果、認定することに決定いたしました。

次に、物揚場造成事業特別会計決算については、部長及び課長から、総括概要、取り組み状況、主要事業内容の説明がなされ、慎重に審査を行い、起立採決の結果、認定することに決定いたしました。

後期高齢者医療特別会計決算につきましては、慎重に審査を行い、起立採決の結果、いずれも異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に、電気事業特別会計決算について、委員から、単年度収支が赤字になっているが、これは想定内のことだったのかと質疑があり、監理課長から、当初は通電時期を9月に予定していたが、施設の設置及び通電時期がずれ込んだことにより赤字が発生した。また、試算したところ、月85万円程度利益が上がる想定していると答弁がありました。

このほかにも委員から出された質疑や意見、要望について審査を行い、起立採決の結果、認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、平成26年度上天草市水道事業会計歳入歳出決算について、委員から、現在の上天草・宇城水道企業団との契約水量は変更できないと聞いたが、給水人口減少による余剰分の取り扱いについてはどのように考えているかと質疑があり、水道局長から、給水人口の減少による使用料の減少は避けられないと考えている。状況を見ながら、的確な事業運営に努めてまいりたいと答弁がありました。

この答弁に対して委員から、水道料金については、なるべく上げないように検討していただきたいと要望がありました。

このほかにも委員から出された質疑や意見等について審査を行い、起立採決の結果、異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号、平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算について、委員から、人間ドックの受診者数が増加しているが、増加要因は何が考えられるかと質疑があり、病院事務部長から、増加要因としては、公立学校共済組合及び一般からの受診者数が増加したことが挙げられる。また、平成26年度から、子宮がん、乳がん検診について、無料対象者以外の方も個別検診が受けられるようになったことも要因と考えられると答弁がありました。

この答弁を受け委員から、今後はさらに現状の分析を行い、受診者数の増加に取り組んでいただきたいとの意見がありました。

このほかにも委員から出された質疑や意見等について審査を行い、起立採決の結果、異議なく認定すべきものと決定しました。

以上が、決算特別委員会で審査した内容であります。本委員会審査を通じて、委員各位から述べられた指摘や意見、要望事項については、今後の行政執行及び予算編成に当たり、十分に反映していただくよう要望いたしまして、委員長報告を終わります。

各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 勝毅君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） なければ質疑は終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） なければ討論を終わります。

ただいま、委員長より報告がありました案件について順次採決をいたします。

まず、認定第1号、平成26年度上天草市歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。この決算に対する委員長報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中 勝毅君） 起立多数です。よって、平成26年度上天草市歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第2号、平成26年度上天草市水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。この決算に対する委員長報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田中 勝毅君） 起立多数です。よって、平成26年度上天草市水道事業会計決算については認定することに決定しました。

次に、認定第3号、平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定についてを採決いたします。この決算に対する委員長報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田中 勝毅君） 起立多数です。よって、平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算については認定することに決定しました。

-
- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 8 | 承認第 15号 | 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて |
| 日程第 9 | 議案第 60号 | 公益的法人等への上天草市職員の派遣等に関する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 61号 | 上天草市防災対策推進条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 62号 | 上天草市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 63号 | 上天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 64号 | 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 65号 | 上天草市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 66号 | 上天草市立上天草総合病院使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 16 | 議案第 67号 | 平成27年度上天草市一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第 17 | 議案第 68号 | 平成27年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号） |
| 日程第 18 | 議案第 69号 | 平成27年度上天草市診療所特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 19 | 議案第 70号 | 平成27年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第4号） |

- 日程第 2 0 議案第 7 1 号 平成 2 7 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 1 議案第 7 2 号 平成 2 7 年度上天草市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 2 議案第 7 3 号 あらたに生じた土地の確認について（阿村港区）
- 日程第 2 3 議案第 7 4 号 字の区域の変更について（阿村港区）
- 日程第 2 4 議案第 7 5 号 あらたに生じた土地の確認について（二間戸港区）
- 日程第 2 5 議案第 7 6 号 字の区域の変更について（二間戸港区）
- 日程第 2 6 議案第 7 7 号 指定管理者の指定について（上天草物産館さんばーる）
- 日程第 2 7 議案第 7 8 号 指定管理者の指定について（上地区荷さばき所及び中地区荷さばき所）
- 日程第 2 8 議案第 7 9 号 指定管理者の指定について（上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」）
- 日程第 2 9 議案第 8 0 号 指定管理者の指定について（上天草市龍ヶ岳山頂自然公園及び上天草市「ミュージ」天文台）
- 日程第 3 0 議案第 8 1 号 指定管理者の指定について（上天草市姫戸白嶽森林公園、上天草市姫戸小島公園及び上天草市姫戸諏訪公園）
- 日程第 3 1 議案第 8 2 号 指定管理者の指定について（上天草市大矢野総合スポーツ公園）
- 日程第 3 2 議案第 8 3 号 指定管理者の指定について（上天草市松島総合運動公園）

○議長（田中 勝毅君） 日程第 8、承認第 1 5 号から日程第 3 2、議案第 8 3 号までの以上 2 5 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 平成 2 7 年第 5 回上天草市議会定例会に提案します議案について御説明いたします。

今定例会には、専決処分の報告並びにその承認を求めることについての専決処分の承認を求める議案 1 件、公益的法人等への上天草市職員の派遣等に関する条例の制定についてなど条例議案を 7 件、平成 2 7 年度上天草市一般会計補正予算（第 8 号）など予算議案 6 件、あらたに生じた土地の確認についてなどその他議案 1 1 件、計 2 5 件を提出いたします。

各議案の詳しい内容につきましては所管部長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議いただきまして、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、執行部より順次議案内容の説明を求めます。

まず、承認第 1 5 号及び議案第 6 0 号から議案第 6 3 号までの 5 件を総務企画部長。

○総務企画部長（川端 義孝君） おはようございます。よろしく申し上げます。

承認第 1 5 号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第 1 9 号、平成

27年度上天草市一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

平成27年度上天草市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊補正予算書のとおり10月7日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めますのでございます。

今回の専決は、平成27年8月の台風による災害対応に要する経費を追加したものでございます。

予算書1ページをごらんください。

補正予算といたしまして、歳入歳出それぞれ8,124万7,000円を追加し、予算総額を180億7,511万1,000円とするものです。

4ページをお願いします。

第2表の地方債の補正は、過疎対策事業債及び災害復旧事業債の増額で、4,890万円を追加し、総額21億452万4,000円の計上です。

歳入について主なものを御説明いたします。

8ページをお開きください。

65（款）国庫支出金、10（項）国庫負担金3,192万7,000円の増額は、公共土木施設災害復旧費負担金及び文教施設災害復旧費負担金の計上です。

9ページをごらんください。

99（款）市債、10（項）市債4,890万円の増額は、災害復旧事業債及び過疎対策事業債の計上です。

次に、歳出について主なものを御説明いたします。

10ページをお開きください。

15（款）総務費、10（項）総務管理費の76万円の増額は、里道及び水路の倒木処理及び土砂撤去に係る経費を計上しています。

35（款）農林水産業費、10（項）農業費1,365万7,000円の増額は、合津東多目的集会所屋根改修工事、内野河内グラウンド防護柵改修工事、大道交流広場横断防止柵改修工事に係る経費の計上でございます。

11ページをごらんください。

55（款）教育費、30（項）保健体育費54万円の増額は、アロマのサッカーゴールポスト購入費用などの計上です。

60（款）災害復旧費、10（項）農林水産施設災害復旧費は1,497万3,000円の増額です。

内訳につきましては、20（目）林業施設等災害復旧費147万3,000円の増額は、林道等の倒木処理及び土砂撤去に係る経費を計上しています。

30（目）漁港施設等災害復旧費1,350万円の増額は、大道漁港池ノ浦地区の待合所修繕費及び栈橋災害復旧工事、龍ヶ岳漁業者体育センター災害復旧工事に係る経費を計上しております。

12ページをごらんください。

60(款) 災害復旧費、15(項) 公共土木施設災害復旧費は6,544万円の増額です。

内訳につきましては、10(目) 道路災害復旧費876万円の増額は、倒木処理及び土砂撤去に係る産業廃棄物処理委託料及び機械等使用料、市道井川の下1号線の災害復旧工事に係る経費の計上です。

20(目) 港湾災害復旧費4,718万円の増額は、上天草港(永目港区)浮棧橋災害復旧工事に係る経費の計上です。

25(目) 海岸災害復旧費950万円の増額は、前島地区浮棧橋災害復旧工事に係る経費の計上です。

次に、60(款) 災害復旧費、25(項) 文教施設災害復旧費446万8,000円の増額は、大矢野中学校テニスコートフェンス災害復旧工事及びアロマメインアリーナ等の修繕費に係る経費の計上です。

13ページをごらんください。

60(款) 災害復旧費、30(項) その他公共施設等災害復旧費100万円の増額は、法定外公共物の災害復旧工事に係る経費の計上です。

最後に、75(款) 予備費、10(項) 予備費を1,959万1,000円減額しております。

以上が、平成27年度上天草市一般会計補正予算(第7号)の概要でございます。

提案理由といたしまして、台風15号で災害が多数発生しており、住民生活に影響が出ていることから、災害復旧工事等を行うために予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

御承認のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第60号、公益的法人等への上天草市職員の派遣等に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書の2ページをお願いします。

本条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく職員派遣に関し、必要な事項を定めることを目的として制定するものでございます。

この条例の制定により、市の事務または事業と密接な関連を有する公益法人等への職員派遣に関し、職員派遣の適正化、手続の透明化を図るとともに、地域における人材の有効活用を通じた行政と民間の適切な連携協力による市の諸施策の推進を図るものでございます。

具体的には、平成28年度から2年間、熊本市にあります公益財団法人熊本県市町村振興協会の事務局に対する職員派遣の輪番となっていることから、本条例を制定いたしまして、市職員の派遣を目指すものでございます。

提案理由といたしまして、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、本市職員を公益法人等へ派遣し、当該公益法人等の業務にその役職員等として従事させるには、派遣等に係る必要事項を条例で定める必要があります。これが、提案の理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第61号、上天草市防災対策推進条例の制定について御説明いたします。

議案書6ページをお願いいたします。

本条例は、防災対策に関する基本的な事項を定め、災害に強い地域社会の実現を目的として制定するものでございます。

この条例の制定により、市民がみずからのことはみずから守る自助、地域の住民がお互いに助け合う共助、市が市民の生命と財産を守る公助を行うことを基本として、それぞれが相互に連携し、及び協働して行うことで、防災対策を推進するものでございます。

提案理由といたしましては、社会全体において防災に関する意識が高揚していることに鑑み、本市においても防災対策に関し、市民、事業者及び市の責務を明らかにし、防災対策を総合的に推進するため、基本的な事項を条例で定める必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書の12ページをお願いいたします。あわせて、議案説明資料の1ページをお願いいたします。

議案第62号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の提案は、新たな特別職の非常勤の設置に伴い、非常勤職員の報酬の規定を整備するものでございます。

改正の内容といたしましては、公職選挙法の一部の改正に伴い、不在者投票の公正な実施を図るため、本市の指定病院等においても不在者投票の外部立会人制度を設けることから、指定病院等の不在者投票の外部立会人の報酬額を定める必要があります。

職務の内容は、指定病院等で行われる不在者投票に立ち合いまして、投票が公正に行われているか監視するものでございます。報酬額は1回1万700円です。

あわせて、備考において、指定病院等の不在者投票の外部立会人の従事時間に応じた報酬額の算出方法に関する規定を追加するものでございます。これが、提案の理由でございます。

御審議の上、御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第63号、上天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書14ページをお願いします。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、略称で番号法の施行に伴いまして、同法第9条第2項及び第19条第9号の規定に基づき、本市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を規定するもので、全6条で構成しております。

第1条に趣旨、第2条に用語の定義、第3条に市の責務をそれぞれ規定しています。

第4条、個人番号の利用範囲について御説明いたします。

個人番号の利用範囲については、番号法第9条第2項の規定に基づき、二つの事項を規定するものでございます。

まず、一つ目は、個人番号の独自利用として、執行機関が行う事務のうち、個人番号を独自で利用する事務について規定します。番号法に規定されていない事務であって、福祉、保健もしくは医療、その他の社会保障、地方税または防災に関する事務等に類する事務について、個人番号を独自で利用する事務を規定するもので、その詳細は別表第1に掲載しております。

二つ目は、庁内連携として、執行機関が、番号法に規定されている事務または個人番号を独自利用する事務を行う上で、当該執行機関の特定個人情報を利用するため、個人番号を利用することについて規定するもので、詳細は別表第2に掲載しております。

次に、第5条、特定個人情報の提供について説明いたします。

特定個人情報の提供については、執行機関が番号法に規定されている事務または番号法第9条第2項の規定に基づき個人番号を独自で利用する事務を行う上で、他の執行機関から特定個人情報の提供を受ける場合を番号法第19条第9号の規定に基づき規定するもので、詳細は別表第3に掲載しております。

第6条は、条例施行に関する必要事項を規則委任することを規定するものでございます。

なお、この条例は平成28年1月1日からの施行としております。

提案理由といたしましては、番号法の施行に伴い、同法第9条第2項及び第19条第9号の規定に基づき、本市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し条例を制定する必要があります。これが、この議案を提出する理由であります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第64号を市民生活部長。

○市民生活部長（緒方 雅文君） おはようございます。

議案書の25ページをお開きください。

議案第64号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令がそれぞれ改正されたことに伴う関係規定の整備によるものと、固定資産税及び軽自動車税の納期の変更に係るものでございます。

新旧対照表で御説明いたしますので、説明資料の2ページをお開きください。

まず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、地方税法施行規則等の一部を改正する省令等が改正されたことによる関係規定の整備については、市税の申告書等の記載事項として、氏名または名称が定められている事項に、個人番号または法人番号を追加するものでございます。

関係条項としましては、第36条の2、第51条、第63条の2、第63条の3、第71条、第74条、第74条の2、第89条、第90条、第139条の3、第149条、附則第10条の3、附則第22条でございます。

この条例は、個人番号の利用が開始される平成28年1月1日から施行するものであります。

なお、今回の条例改正により、平成28年1月1日以降の市税における申請書及び届出書等には、個人番号または法人番号の記載を求めることとなります。

また、申告書については、平成28年1月1日の属する年分、またはそれ以降に開始する事業年度分からの記載となります。

次に、固定資産税及び軽自動車税の納期の変更について御説明いたします。

4ページをお開きください。

第67条第1項については、固定資産税の第一期納期は4月1日から同月30日までと規定されておりますが、3年に1度の評価がえの年度に限り、評価基準見直しのため、納期を4月から5月に変更しており、年度によって異なる納期が納税者の混乱を招く要因となっていることから、「4月1日から同月30日まで」を評価がえ年度の納期である「5月1日から同月31日まで」に改めるものでございます。

この条例は平成28年4月1日から施行するものです。

続いて、6ページをお開きください。

第83条第2項については、軽自動車税の納期は4月11日から同月30日までと規定されておりますが、県内他市の軽自動車税の納期及び県税である自動車税の納期は全て5月1日から同月31日までとなっており、毎年、転入者の問い合わせ等も多く、混乱の要因となっていることから、県及び他市と同様の「5月1日から同月31日まで」に改めるものでございます。

この条例は平成28年4月1日から施行するものです。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、地方税法施行規則の一部が改正されたことなどにより、条例を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議いただき、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第65号を教育部長。

○教育部長（舛本 伸弘君） おはようございます。

議案第65号、上天草市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書29ページをごらんください。

上天草市奨学金貸与条例の一部を改正する条例を次のように制定するものです。改正の内容につきましては、議案説明資料の13ページをごらんください。

内容としましては、第2条第3号中の「人物及び学業共に優秀な者であって」を削り、新たに同条第3号として「勉学に意欲があると認められること」などを追加、改正することで、貸与資格を緩和し、勉学に意欲がある人の就学機会の拡大を図るものでございます。

提案理由としましては、経済的就学困難者の修学を促進するために、奨学金の貸与要件の一つである学業成績に係る要件を廃止すること等に伴い、関係規定を整備する必要がございます。これが、この議案を提案する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第66号を病院事務部長。

○上天草総合病院事務部長（松本 精史君） 議案書30ページをお願いいたします。

議案第66号、上天草市立上天草総合病院使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案説明資料14ページの新旧対照表をあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

別表第2、授業料の項、金額の欄中、「前期11万円」を「前期14万5,000円」に「後期11万円」を「後期14万5,000円」に改め、年間授業料を22万円から29万円に変更するものでございます。

次に、同表入学金の項、金額の欄中、市外在住者でございますけれども、「15万円」を「20万円」に「若しくは」を「又は」に、それと次でございますけれども、市内在住者「12万円」を「17万円」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、経過措置でございます。

改正後の上天草市立上天草総合病院使用料等徴収条例、別表第2の規定は、施行日以降に入学する者から適用し、施行日前から在籍している者については、従前によるものでございます。

最後に、提案理由でございます。

看護学校の運営の適正化を図るため、授業料及び入学金の額を改める必要がございます。これが、提案する理由でございます。

よろしく御審議いただきまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 勝毅君） ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時13分

○議長（田中 勝毅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第67号を総務企画部長。

○総務企画部長（川端 義孝君） よろしく申し上げます。

議案第67号、平成27年度上天草市一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。皆さんのお手元に説明文を配付しておりますので、読み上げて説明させていただきたいと思っております。なお、50万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書の1ページをごらんください。

今回の補正予算は、歳入では主に特別交付税、保育・教育給付費国庫負担金など、歳出では私

立保育園施設型給付費、公的病院等運営費補助金などをごさいますして、歳入歳出予算をそれぞれ1億6,305万5,000円追加し、予算総額を182億3,816万6,000円とするものでございます。

5ページ、6ページをお願いします。

第2表の債務負担行為の補正は、上天草市議会会議録作成業務委託料ほか11件で、総額10億4,421万7,000円の計上です。

続きまして、7ページをごらんください。

第3表の地方債の補正は、過疎対策事業債、合併特例債、災害復旧事業債の増額及び全国防災事業債の減額で、630万円を追加し、総額21億1,082万4,000円の計上です。

歳入について主なものを御説明いたします。

10ページをお願いします。

41(款)地方特例交付金、10(項)地方特例交付金を交付額確定により302万5,000円を増額しています。

45(款)地方交付税、10(項)地方交付税を特別交付税の見込みを見直したことに伴い、1億200万円増額しております。

65(款)国庫支出金、10(項)国庫負担金1,261万3,000円の増額は、自立支援医療給付負担金、障害者自立支援法介護給付費等負担金、生活困窮者自立支援事業国庫負担金の増額と特別障害者手当等負担金、生活保護費国庫負担金、児童手当交付金の減額による計上です。

次に、65(款)国庫支出金、15(項)国庫補助金を56万5,000円増額しております。

内訳といたしまして、15(目)民生費国庫補助金149万5,000円の減額は、被保護者就労支援事業補助金の減額による計上です。

25(目)農林水産業費国庫補助金50万円の増額は、山村活性化支援交付金に係るものでございます。

11ページをごらんください。

40(目)教育費国庫補助金118万8,000円の増額は、学校施設環境改善交付金の増額による計上です。

70(款)県支出金、10(項)県負担金2,674万9,000円の増額は、自立支援医療給付負担金、障害者自立支援法介護給付等負担金、保育・教育給付費負担金の増額と児童手当県負担金の減額による計上です。

次に、70(款)県支出金、15(項)県補助金は、398万8,000円の減額です。

主な内訳としまして、15(目)民生費県補助金265万円の減額は、重度心身障害者医療費補助金の減額などに伴う計上です。

25(目)農林水産業費県補助金133万8,000円の減額は、農村地域防災減災事業補助金の減額及び農地中間管理事業地域集積協力金の増額などに伴う計上です。

70(款)県支出金、20(項)委託金59万4,000円の減額は、熊本県権限移譲事務市町村等交付金に係る計上です。

12ページをお願いします。

85(款)繰入金、15(項)基金繰入金1,500万円の増額は、姫戸地区土地造成基金繰入金に係る計上です。

99(款)市債、10(項)市債は、630万円を増額しております。

主な内訳として、50(目)災害復旧事業債390万円の増額は、大手原地区護岸災害復旧事業に係るものです。

55(目)過疎対策事業債1,340万円の増額は、江樋戸港改修事業に係るものでございます。

75(目)合併特例債60万円の増額は、為替レートの変動により天草エアラインの新機体購入経費が増額になったことによる天草エアライン機体購入費補助金の計上です。

96(目)全国防災事業債1,160万円の減額は、小学校施設非構造部材落下防止事業の入札残などによるものでございます。

引き続き、給与費を除く歳出予算の主な内容について御説明いたします。

15ページをごらんください。

15(款)総務費、10(項)総務管理費は、824万6,000円の増額です。

主な内訳としまして、戻っていただきまして、13ページをお開きください。

10(目)一般管理費1,257万1,000円の減額は、国、県等への派遣・研修職員の確定に伴う住居借上料及び派遣職員負担金の減額によるものでございます。

15(目)財政管理費1,000万円の増額は、ふるさと応援寄附金の推進に係る経費の計上です。これは、11月に開始した謝礼品の提供及び業務委託につきまして、予算計上額の不足が見込まれることから増額するものでございます。

30(目)財産管理費325万9,000円の増額は、市有地樹木伐採委託料、樋島地区下桶川土地購入費などの計上です。

14ページをお開きください。

45(目)企画費409万6,000円の増額は、遊歩道の崩土及び倒木除去に要する機械等使用料、為替レートの変動による天草エアライン機体購入費補助金等の増額、報償費及び旅費の減額などの計上です。

70(目)電子計算費91万4,000円の増額は、番号制度に係る個人番号カード発行時に使用する顔認証システム機器の購入経費の計上です。

15(款)総務費、15(項)徴税費489万9,000円の増額は、過誤納金還付金などの計上です。次に、16ページをお開きください。

15(款)総務費、25(項)選挙費74万6,000円の増額は、選挙人名簿システム改修業務委託料の計上です。

17ページをごらんください。

20(款)民生費、10(項)社会福祉費は、2,365万4,000円の増額です。

主な内訳といたしまして、20(目)障害者福祉費2,348万7,000円の増額は、更生医療給付、

介護給付費等の増額と重心医療費助成金及び特別障害者手当等扶助費の減額によるものでございます。

25(目) 老人福祉費93万円の増額は、高齢者住宅改造助成事業補助金の計上です。

18ページをごらんください。

20(款) 民生費、15(項) 児童福祉費は、8,085万6,000円の増額です。

主な内訳といたしまして、15(目) 児童措置費9,892万5,000円の増額は、広域利用施設型給付費、私立保育園施設型給付費などの年間見込み額の増によるものでございます。

20(目) 児童手当費2,030万円の減額は、年間見込み額の減によるものでございます。

25(目) 母子父子福祉費223万1,000円の増額は、ひとり親家庭等医療費助成の年間見込み額の増によるものでございます。

20(款) 民生費、20(項) 生活保護費は、4,067万円の減額です。

主な内訳といたしまして、10(目) 生活保護総務費111万円の減額は、生活困窮者総合相談支援事業委託料などの年間の見込み額の減によるものでございます。

15(目) 扶助費3,956万円の減額は、生活保護扶助費の年間見込み額の減によるものでございます。

19ページをごらんください。

25(款) 衛生費、10(項) 保健衛生費は、6,303万2,000円の増額です。

主な内訳といたしまして、戻っていただき、18ページをごらんください。

10(目) 保健衛生総務費6,293万3,000円の増額は、公的病院である済生会みすみ病院に対する補助金の計上と、19ページの上段、未熟児養育医療給付事業に係る国負担金及び県負担金の返還金などの計上です。

25(款) 衛生費、25(項) 水道費5,564万円の増額は、上水道事業に対する補助金の計上です。

20ページをごらんください。

35(款) 農林水産業費、10(項) 農業費は、24万5,000円の減額となっています。

主な内訳といたしまして、戻っていただき、19ページをごらんください。

20(目) 農業振興費1,896万2,000円の増額は、山村地域の活性化に係る地域住民の取り組みに対する補助金、農地中間管理機構に対して一定以上の農地を集積して貸し付けた地域に交付される協力金の計上です。

30(目) 農地費1,950万円の減額は、団体営農村地域防災減災事業として国庫補助事業により老朽ため池のハザードマップ作成を予定していたところ、本年度の国の補助割当が少なくなったことから、事業を見送り、全額を減額するものでございます。

20ページをお開きください。

35(款) 農林水産業費、15(項) 林業費408万円の増額は、本年度、イノシシ等の有害鳥獣が増加しており、捕獲数に応じて支出する駆除委託料の年間見込み額が増となるものでございま

す。

21ページをお開きください。

40(款)商工費、10(項)商工費は、139万1,000円の増額です。

主な内訳といたしまして、戻っていただき、20ページをごらんください。

15(目)商工振興費190万8,000円の増額は、中小企業の設備投資等に関する事業資金の借入利子に対する補助が新規申請等により年間見込み額が増となるものでございます。

20(目)観光費250万円の増額は、観光施設の光熱水費、台風15号被害に伴う小島公園修繕費、次に21ページをお開きいただきまして、九州自然歩道の樹木伐採業務委託料、スポーツ合宿等誘致推進助成金などの計上によるものでございます。

45(款)土木費、25(項)港湾費2,850万円の増額は、姫戸統括支所建設等に係る永目港埋立関連工事及び上天草港(江樋戸港区)埋立工事を購入土により行う経費の計上でございます。

22ページをお開きください。

55(款)教育費、10(項)教育総務費265万9,000円の増額は、番号制度を利用した就学援助システムを導入するため、既存の教育システムに機能を追加するための委託料の計上です。

55(款)教育費、15(項)小学校費は、1,448万7,000円の減額です。

主な内訳としまして、10(目)学校管理費1,283万7,000円の減額は、小学校の排水路等の修繕費の増額と消防設備漏水工事や小学校非構造部材落下防止工事の入札残の減額でございます。

15(目)教育振興費165万円の減額は、経済的に困窮する児童等の保護者に対する就学援助費の年間見込み額の計上でございます。

55(款)教育費、20(項)中学校費は、40万4,000円の減額でございます。

主な内訳といたしまして、10(目)学校管理費94万6,000円の増額は、中学校の校舎手すり等の修繕費の計上です。

15(目)教育振興費135万円の減額は、経済的に困窮する児童の保護者に対する就学援助費の年間見込み額などの計上でございます。

23ページをお開きください。

60(款)災害復旧費、10(項)農林水産施設災害復旧費450万円の増額は、台風15号被害に伴う漁港修繕費及び大手原地区護岸災害復旧工事の計上でございます。

最後に、75(款)予備費、10(項)予備費を6,035万5,000円減額しております。

以上が、補正予算の概要でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(田中 勝毅君) 次に、議案第68号から議案第71号まで4件を健康福祉部長。

○健康福祉部長(野崎 秀満君) おはようございます。

それでは、議案書の32ページをお願いいたします。

議案第68号、平成27年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の24ページをお願いいたします。

議案第68号、平成27年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の補正第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ6万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億893万7,000円とするものでございます。

歳入歳出につきましては、26ページからの事項別明細書により御説明いたします。

まず、歳入といたしましては、30（款）県支出金6万4,000円の増額は、国民健康保険システムの改修補助金申請に基づき補正するものでございます。

次に、歳出といたしましては、10（款）総務費6万5,000円の増額は、国民健康保険システム改修委託料として補正するものでございます。

15（款）保険給付費につきましては、款内で実績に伴い予算額の組み替えをするものでございます。退職被保険者等療養給付金を537万9,000円減額し、一般被保険者高額療養費を501万9,000円増額、葬祭費36万円を増額するものでございます。

55（款）予備費1,000円の減額は、歳入歳出の総額を調整するものでございます。

以上が、平成27年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

次に、議案書の33ページをお願いいたします。

議案第69号、平成27年度上天草市診療所特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の30ページをお願いいたします。

議案第69号、平成27年度上天草市診療所特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の補正第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額に増減はなく、歳出予算の組み替えを行うものでございます。

歳入歳出につきましては、32ページからの事項別明細書により御説明をいたします。

まず、歳入でございますが、増減はございません。

次に、歳出といたしましては、10（款）総務費76万7,000円の増額は、一般職員の人件費不足のため給料3万7,000円、職員手当等13万3,000円、制度改正で標準報酬制度への移行に伴い共済費59万7,000円を補正するものでございます。

20（款）予備費76万7,000円の減額は、歳入歳出総額を調整するものでございます。

以上が、平成27年度上天草市診療所特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定に

より、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

次に、議案書の34ページをお願いいたします。

議案第70号、平成27年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の介護34ページをお願いいたします。

議案第70号、平成27年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の補正第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ136万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を36億8,968万2,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正第2条にありますとおり、地方債の補正は、第2表、地方債の補正によるものでございます。

今回の補正は、年度内の事業費の見込み額変更による介護給付費、事業費の見直しによる補正が主なものでございます。

詳細につきましては、介護38ページからの事項別明細書により御説明をいたします。

まず、歳入といたしまして、10（款）保険料、第1号被保険者保険料33万2,000円の減額、20（款）国庫支出金28万7,000円の減額、25（款）支払基金交付金50万7,000円の減額、30（款）県支出金38万7,000円の減額、45（款）繰入金304万9,000円の減額は、保険給付費の見込み額の変更による減額と地域支援事業費で非常勤職員の不採用の期間が生じた費用を減額したことに対し、国、県、市、それぞれの負担割合に応じた減額分を補正するものでございます。

55（款）市債320万円の増額は、公用車の購入費の財源に充てるものでございます。

次に、歳出といたしましては、10（款）総務費36万3,000円の増額は、入札による公用車購入費の差額を減額しますが、介護認定審査会の意見書作成料見込み額と非常勤職員の社会保険料の変更により増額をするものでございます。

15（款）保険給付費80万円の減額は、各サービス費において、本年4月から9月までの実績をもとに、年度内の見込み額を見直したことにより減額するものでございます。

45（款）地域支援事業費92万5,000円の減額は、非常勤職員の不採用期間に係る経費の減額と地域包括支援センター運営協議会の開催数1回に係る経費の増額によるものでございます。

以上が、平成27年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

次に、議案書の35ページをお願いいたします。

議案第71号、平成27年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の44ページをお願いいたします。

議案第71号、平成27年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の補正第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれに190万8,000円を増額し、予算総額を3億7,992万5,000円とするものでございます。

歳入予算につきましては、46ページからの事項別明細書により御説明をいたします。

まず、歳入といたしましては、25（款）繰入金9万8,000円を増額は、後期高齢者医療システム改修のため、補正をするものでございます。

35（款）諸収入としまして181万円を増額は、後期高齢者医療広域連合から保険料還付金として還付されるため、補正するものでございます。

次に、歳出といたしましては、10（款）総務費9万8,000円を増額は、後期高齢者医療システム改修委託料として補正するものでございます。

25（款）諸支出金181万円を増額は、平成26年度分後期高齢者医療保険料還付金として補正するものでございます。

以上が、平成27年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由であります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。終わります。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第72号を水道局長。

○水道局長（藤島 幸治君） 議案書の36ページをごらんください。

議案第72号、平成27年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

別冊の補正予算書1ページをお開きください。

第1条、平成27年度上天草市水道事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによるものでございます。

第2条、平成27年度上天草市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の既決予算額にそれぞれ5,564万円を増額し、予算額を9億7,023万9,000円とするものでございます。

詳細について、3ページからの実施計画書で説明いたします。

収入につきましては、2（項）営業外収益、2（目）他会計補助金で、一般会計補助5,564万円の増額は、補助金の決定によるものです。

支出につきましては、8ページをお願いします。

1（款）水道事業費用、2（項）営業外費用、3（目）消費税及び地方消費税について、前年度実績金額と同額とするため、53万1,000円を増額しています。

4（項）予備費では、予算調整のため、5,510万9,000円を増額しています。

補正予算書1ページに戻りまして、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

資本的収入予定額は、補正なしで7,200万円でございます。

資本的支出予定額は、第1項、建設改良費を200万円増額し、4億2,948万8,000円とするものです。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5,548万8,000円を3億5,748万8,000円に改め、過年度損益勘定留保資金3億4,913万7,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額835万1,000円で補填するものに改めます。

10ページの資本的支出について説明いたします。

1(款)資本的支出、1(項)建設改良費、2(目)営業設備費のうち、公用車購入費を200万円増額するものです。

議案書に戻りまして、提案理由でございます。予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号及び地方公営企業法施行令第18条第3項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(田中 勝毅君) 次に、議案第73号から議案第76号まで4件を建設部長。

○建設部長(澤村 弘史君) おはようございます。

議案第73号から議案第76号までを続けて説明させていただきます。

まず、議案第73号、あらたに生じた土地の確認について、阿村港区を説明させていただきます。

議案書37ページ、議案資料の15ページ、16ページをお開きください。

上天草港(阿村港区)内に公有水面の埋め立てにより、新たに次に掲げる土地が生じたため、確認するものでございます。

区域は、上天草市松島町阿村字阿村新田5791及び字大瀬412の16地先の公有水面2万7,637.55平方メートルでございます。

内容としましては、上天草港(阿村港区)の改修事業の完了に伴うものでございます。

提案理由としましては、上天草市の区域内にあらたに生じた土地を確認するには、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、この議案を提案するものでございます。

次に、議案書の38ページをお開きください。

議案第74号、字の区域の変更について、阿村港区を説明させていただきます。

公有水面の埋め立てにより、新たに次に掲げる土地が生じたため、上天草市の字の区域を次のとおり変更するものでございます。

あらたに生じた土地は、上天草市松島町阿村字阿村新田5791及び字大瀬412の16地先の公有水面2万7,637.55平方メートルでございます。

編入する字は、上天草市松島町阿村字阿村新田となります。

提案理由としましては、上天草市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条

第1項の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、この議案を提案するものでございます。

次に、議案第75号、あらたに生じた土地の確認について、二間戸港区を説明いたします。

議案書39ページ、議案資料の17ページ、18ページをお開きください。

上天草港（二間戸港区）内に公有水面の埋め立てにより、新たに次に掲げる土地が生じたため、確認するものでございます。

区域は上天草市姫戸町二間戸字神代5863の11、5863の12、5863の19、5867の3、5871の3、5872の2、5872の3、字赤石崎5913の2及びこれらの区域に介在する道路、水路に隣接する道路に隣接する無番地、地先並びに字赤石崎5913の6地先の公有水面151.93平方メートルでございます。

内容としましては、国道266号改良事業の完了に伴うものでございます。

提案理由としましては、上天草市の区域内にあらたに生じた土地を確認するには、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、この議案を提案するものでございます。

次に、議案書の40ページをお開きください。

議案第76号、字の区域の変更について、二間戸港区を説明させていただきます。

公有水面の埋め立てにより、新たに次に掲げる土地が生じたため、上天草市の字の区域を次のとおり変更するものでございます。

あらたに生じた土地は、上天草市姫戸町二間戸字神代5863の11、5863の12、5863の19、5867の3、5871の3、5872の2、5872の3、字赤石崎5913の2及びこれらの区域に介在する道路、水路に隣接する道路に隣接する無番地、地先並びに字赤石崎5913の6地先の公有水面151.93平方メートルでございます。

編入する字は、上天草市姫戸町二間戸字赤石崎となります。

提案理由としましては、上天草市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、この議案を提案するものでございます。

御審議のほど、よろしく願います。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第77号から議案第81号まで5件を経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） よろしく願います。

上天草物産館さんぱーる、ほか8施設の指定管理者の指定につきまして、5議案を提案させていただきます。

まず、議案書41ページをお願いいたします。

議案第77号、上天草物産館さんぱーるの指定管理者の指定について御説明いたします。

上天草物産館さんぱーるの指定管理者につきましては、平成28年3月31日をもちまして指定期間が満了いたします。このことから、次年度以降の指定管理候補者を選定し、指定管理候補

者選定委員会の意見を踏まえ、市において審議した結果、次の者を指定管理者として指定するものでございます。

所在地、上天草市大矢野町中11582番地24。名称、上天草さんぱーる株式会社。代表者、江口幸男。指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

提案理由は、上天草物産館さんぱーるの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、議案を提出する理由でございます。

次に、議案書42ページをお願いいたします。

議案第78号、上地区荷さばき所及び中地区荷さばき所の指定管理者の指定について御説明いたします。

上地区荷さばき所及び中地区荷さばき所の指定管理者につきましては、平成28年3月31日をもって指定期間が満了いたします。このことから、次年度以降の指定管理候補者を選定し、指定管理候補者選定委員会の意見を踏まえ、市において審議した結果、次の者を指定管理者として指定するものでございます。

所在地、天草市港町10番19号。名称、天草漁業協同組合。代表者、浜悦男。指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

提案理由は、上地区荷さばき所及び中地区荷さばき所の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、議案を提出する理由でございます。

次に、議案書43ページをお願いいたします。

議案第79号、上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」の指定管理者について御説明いたします。

上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」の指定管理者につきましては、平成28年3月31日をもって指定期間が満了いたします。このことから、新たに指定管理候補者の公募を行い、指定管理候補者選定委員会の選定結果を踏まえ、市において審議した結果、次の者を指定管理者として指定するものでございます。

所在地、上天草市大矢野町中4434番地2。名称、あまくさレジャーパーク合同会社。代表者、三輪義幸。指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

提案理由は、上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、議案を提出する理由でございます。

次に、議案書44ページをお願いいたします。

議案第80号、上天草市龍ヶ岳山頂自然公園及び上天草市「ミューイ」天文台の指定管理者に

ついて御説明いたします。

上天草市龍ヶ岳山頂自然公園及び上天草市「ミューイ」天文台の指定管理者につきましては、平成28年3月31日をもちまして指定期間が満了いたします。このことから、新たに指定管理候補者の公募を行い、指定管理候補者選定委員会の選定結果を踏まえ、市において審議した結果、次の者を指定管理者として指定するものでございます。

所在地、上天草市龍ヶ岳町大道4423番地。名称、NPO法人天草元気工房。代表者、松本公博。指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

提案理由は、上天草市龍ヶ岳山頂自然公園及び上天草市「ミューイ」天文台の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、議案を提出する理由でございます。

次に、議案書45ページをお願いいたします。

議案第81号、上天草市姫戸白嶽森林公園、上天草市姫戸小島公園及び上天草市姫戸諏訪公園の指定管理者について御説明いたします。

上天草市姫戸白嶽森林公園、上天草市姫戸小島公園及び上天草市姫戸諏訪公園の指定管理者につきましては、平成28年3月31日をもちまして指定期間が満了いたします。このことから、新たに指定管理候補者の公募を行い、指定管理候補者選定委員会の選定結果を踏まえ、市において審議した結果、次の者を指定管理者として指定するものでございます。

所在地、上天草市松島町合津3188番地1。名称、三勢・ひとつくりくまもとネット・祐和會共同企業体。代表者、福原英喜。指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

提案理由は、上天草市姫戸白嶽森林公園、上天草市姫戸小島公園及び上天草市姫戸諏訪公園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第82号及び議案第83号を教育部長。

○教育部長（舩本 伸弘君） よろしく願いいたします。

議案第82号、指定管理者の指定について説明いたします。

議案書46ページをごらんください。

指定する施設の名称は、上天草市大矢野総合スポーツ公園です。本施設の指定管理期間が、平成28年3月31日をもって満了することに伴い、新たに指定管理候補者の公募を行い、審議の結果、住所、上天草市大矢野町中2289番地、名称及び代表者、NPO法人上天草スポーツクラブドリームズ、理事長、山口浩之が選定されました。指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間となっております。

提案の理由としましては、指定管理者を選定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提案する理由ござい

ます。

御審議のほど、よろしく願ひいたします。

続きまして、議案書47ページをごらんください。

議案第83号、指定管理者の指定について説明いたします。

指定する施設の名称は、上天草市松島総合運動公園です。本施設の指定管理期間が、平成28年3月31日をもって満了することに伴い、新たに指定管理候補者の公募を行い、審議の結果、指定管理候補者としまして、所在地、熊本市中央区帯山3丁目8番44号、名称及び代表者、共同企業体祐和會、代表、福原英喜が選定されました。指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間となっております。

提案の理由としましては、指定管理者を選定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提案する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願ひします。

○議長（田中 勝毅君） 以上で、執行部からの議案内容の説明が終わりました。

これをもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明日、12月1日から3日までは議案研究のため休会し、次の本会議は4日の午前10時から質疑、委員会付託となっております。

なお、質疑をされる方は12月2日水曜日の午後3時までに通告書の提出をお願いいたします。本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時58分